

# 令和8年度 京都市立祥豊小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

### (1) 目的

いじめとは、「当該児童が、一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義づけられる。「いじめ問題」の根絶には道徳教育や人権教育などの心の教育、様々な体験活動や特別活動を通しての児童の自律的、協力的態度の育成、日々の学習指導における学習規律の徹底や自己肯定感、自己有用感の育成など、すべての教育活動を通して児童の全人的発達を促す必要がある。しかし、成育歴や家庭環境などが違う多くの児童が集団生活を送る学校教育の場において、児童間の様々な問題が発生することは、当然のことととらえられる。

本校では、それらの問題を丁寧に解決する過程を通して、「いじめの未然防止」「早期発見と早期対応」を軸に、児童の成長とより良い人間関係の構築を目指す。そのために平成29年度の「国における検証（課題意識）及び基本方針の改訂」や「本市の現状分析・課題及び学校が実施する施策」を踏まえて、本校の取組を振り返る中で、基本方針を策定した。

### (2) 基本理念

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼす可能性を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであるという認識に立ち、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を起こさない、許さない学校づくりを推進する。特に初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

## 2 いじめ対策委員会

委員会名 祥豊小いじめ対策委員会

### 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任  
スクールカウンセラー（緊急の場合はこの限りでない）

### 開催時期

定例委員会 毎月第3月曜日 生徒指導部会と兼ねる。  
(緊急の場合はこの限りではない。)

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

### 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応

- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数決定

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### 学習環境の整備

- ・落ち着いた雰囲気の中での清潔な学習環境
- ・物品が整理整頓されて学習しやすい学習環境
- ・掲示物などの工夫で学習に集中しやすい学習環境

##### 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実践。
- ・学習時の約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、児童自ら意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・授業のねらいを明確にした問題解決学習の確立。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・コミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・教科担任制の積極的な導入。
- ・読書活動の充実。
- ・帯時間の取組を通じた基礎学力の定着。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・UD（ユニバーサルデザイン）を取り入れ、学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

##### 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・全学年一斉に取り組む「ふれあいタイム」の継続実施。
- ・外部講師による非行防止教室やスマホ・ケータイ教室の実施。

##### 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や総合的な学習の時間での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・総合的な学習の時間での取組の中心に、高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・児童会のたてわり活動を利用して異学年集団でリーダーシップとフォロワーシップを学ぶ。
- ・子どもたちの主体的な活動により、児童会を中心に規律を守る取組や呼びかけを行う。

## 児童生徒同士の絆づくり

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際、人権標語を作成する。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・計画的な学級経営のもと、児童が他者とつながる喜びを感じることができるようにする。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

### 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。
- ・専門機関や地域関係機関との連携。(児童相談所・子どもはぐくみ室等)
- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。

### 児童生徒に対する定期的な調査

- ・いじめに関するアンケートを7・11月に実施。場合によっては4年生以上の児童・学級に対してクラスマネジメントシートを活用する。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート(記名式)において、早期実態の把握に努める。

### 教育相談の実施

- ・教育相談主任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した、日常的な情報交換の重視
- ・定期的な家庭訪問・個人懇談会の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応、全教職員への実態の共有と学校組織での対応を心がける。

### いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・実態を把握した場合は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、組織的な対応を図る。
- ・定期的に4月、8月、12月、3月に行う生徒指導研修会時に実施する。

※ 対応についてはフローチャート図を参照

### インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・発信元の特定とそれ以上の情報拡散を防ぐ手段をすぐさま対応する。インターネット会社・SNS会社との連携。
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連に

- ・ ついて児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・ 「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ SHOHO ネットルールのすぐーるでの配信と保護者への啓発

### 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- 【学校全体での継続的な指導・支援】
  - ・ 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
  - ・ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。
- ・ 事案によっては、関係機関と連携する。

## （2）教職員の資質能力向上の取組

### 内容

- ・ 教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・ 教員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
- ・ いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。

## 4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・ 人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・ 非行防止教室の保護者参観や取組の情報発信。
- ・ 新入学児童保護者に対する入学説明会等での啓発。
- ・ 地域生徒指導連絡協議会の取組を通じた学校間、保護者間、地域間の連携の推進
- ・ 各関係機関との情報共有。
- ・ スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーとの情報共有

## 5 重大事態への対処

- ・ 京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
  - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### 学校が調査主体の場合

- ・ 学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・ 京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・ 同種の事態発生防止に必要な取組の推進。

### 京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・ 京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導研修会、児童理解職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解			入学式後の保護者説明
5	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）（いじめ対策委員会は各クラスで担任より周知） 学級経営方針の交流会	ふれあいタイム 1年生を迎える会 修学旅行（6年） 南よろしく会	学級実態に応じてクラスマネジメントシート活用	
6	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）	ふれあいタイム 非行防止教室（5年）		
7	生徒指導・いじめ対策委員会（1回） 年間の取組の見直し① （学校いじめ防止プログラムの見直し）	ふれあいタイム 薬物乱用防止教室（6年）	いじめに関するアンケート（記名式）の実施 教育相談週間 児童、保護者による学校評価	個人懇談会 学校評価アンケート
8	生徒指導・いじめ対策委員会（1回） 教職員校内研修（いじめアンケート等の調査結果の情報共有） 夏季生徒指導研修会（いじめの未然防止対策・早期発見に向けた対策）	ふれあいタイム		学校運営協議会での説明と評価
9	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）	ふれあいタイム		
10	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）	体育発表会 ふれあいタイム 花背山の家宿泊学習（5年）		
11	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）	人権学習 ふれあいタイム	いじめに関するアンケート（記名式）の実施 教育相談週間 クラスマネジメントシートの実施 学習発表会	
12	生徒指導・いじめ対策委員会（1回） 年間の取組の見直し② （学校いじめ防止プログラムの見直し） 教職員校内研修（いじめアンケート等の調査結果の情報共有）	人権朝会 ふれあいタイム	児童、保護者による学校評価	人権学習の授業参観、懇談会 学校評価アンケート
1	生徒指導・いじめ対策委員会（1回）	ふれあいタイム		

2	生徒指導・いじめ対策委員会(1回)	作品展 ふれあいタイム 南おわかれ会 ケータイ安全教室(6年)予定		新1年半日入学・入学説明会 作品展 学校運営協議会での説明と評価
3	生徒指導・いじめ対策委員会(1回) 教職員校内研修(年間総括) 年間の取組の見直し③ (学校いじめ防止プログラムの見直し)	ふれあいタイム 6年生を送る会		

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」(P D C Aサイクルの期間)
- ・ 「いじめに関するアンケート」、「クラスマネジメントシート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」(学年又は全校の取組)
- ・ 「個別面談」「教育相談」

**\* 参照**

**《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》**

